

2回
令和7年第 総 会
2月

白井市農業委員会会議録

令和7年2月6日 開会

令和7年2月6日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年2月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和6年度第9次農地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

3月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 2月20日木曜日
- ・事前審査会(案) 2月27日木曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 3月6日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

災害級の寒さで、各地域においては雪が大分積もっていると思うのですが、白井市においては、ここ何日か寒いなというふうには思いますが、皆さん健康を維持してもらって、作業に携わっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和7年2月定例総会を開催いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名いたします。

議事録署名人は、4番中嶋健次委員、5番五十嵐玲子委員を指名いたします。
説明及び記録、事務局をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。
それでは、1ページを御覧ください。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。
下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。
令和7年2月6日提出。
白井市農業委員会会長、中村教雄。
1番、神々廻字宮前の2筆です。
地目は畑。
地積は合計で789平方メートル。
権利者は記載のとおりです。
義務者も記載のとおりです。
申請事由は、売買による所有権移転です。
以上です。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

海老原菊夫委員。

海老原菊夫委員 2班班長、海老原です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日は権利者本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されている状態であります。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

主な農機具についてですが、耕運機1台、草刈り機1台を所有済みです。

労働力は、世帯員2名と市外在住の娘の計3名で、農業に従事する予定です。

年間従事日数は120日で、貸し農園で20年の耕作経験があり、新規就農を始めるに当たり、問題ないと思われま。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

中村会長 ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございました。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員 推進委員の山崎です。

本人に電話して確認いたしました。

今やっているところから耕運機等を運ぶのにトラックなどを手配して、申請が下り次第、すぐ農業をやるつもりだそうです。本人のやる気を感じました。

以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。
令和7年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、平塚字船戸前の3筆です。

地目は田。

地積は合計で2,580平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、農地造成の一時転用です。

2番、平塚字船戸前の1筆です。

地目は田。

地積は138平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、農地造成の一時転用です。

3番、平塚字船戸前の1筆です。

地目は田。

地積は889平方メートルです。

申請人は下記のとおりです。

申請事由は、農地造成の一時転用です。

4番、平塚字船戸前の1筆です。

地目は田。

地積は515平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、農地造成の一時転用です。

それでは、3ページを御覧ください。

5番、平塚字船戸前の2筆です。

地目は田及び畑です。

地積は合計で514平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、農地造成の一時転用です。

6番、平塚字船戸前の2筆です。

地目は田。

地積は合計で1,500平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、農地造成の一時転用です。

なお、5番の地目なのですけれども、資料のほうでは両方田となっているのですが、2番目のほうが畑ということで、転用の申請に当たっては訂正する旨、連絡を取り合っておりますので、御了承ください。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村会長

次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたします。

海老原菊夫委員。

海老原菊夫委員

2班班長、海老原です。

調査報告を申し上げます。

審査資料は2番です。御覧ください。

当日の出席者は、権利者本人と義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東へ約4.5キロメートル。

進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、農用地区域内にある農地ですので、農振農用地と判断いたしました。

転用目的ですが、農地造成を行い、畑地化をする計画で、畑地化した後は、議案番号1から5については農業法人によるレモンの栽培、議案番号6については義務者により露地野菜を栽培する予定です。

次に、一般基準ですが、本申請は農地造成ですが、申請面積は6,136平方メートルであり、作付計画との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、権利者の自己資金にて賄う計画となっております。

また、申請地は土地改良区の受益地域内ですが、土地改良より意見書が提出されており、その意見書に基づいて工事を行えば問題ないものと判断いたします。

これらのことから、立地基準、一般基準とともに、本案件は何ら問題がないものと思われま

す。

以上で調査報告を終わります。

中村会長 ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございました。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番から6番について、最適化推進委員の秋谷裕一委員、お願いいたします。

秋谷裕一委員 推進委員の秋谷です。

今回の申請について、6名に電話で確認を取りました。

6名とも、田を耕作する条件が悪い、後継者がいないなどで、10年以上前から耕作放棄地になっていました。

畑にして管理してもらえれば周りにも迷惑かけずに済むと思い、皆さんで相談して申請を決めたそうです。

以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりました。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番から6番について、関連がありますので一括して採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番から6番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続きまして、議案第3号 令和6年度第9次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、4ページを御覧ください。

議案第3号 令和6年度第9次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により、別紙のとおり、令和6年度第9次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和7年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、5ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、6ページを御覧ください。

令和6年度第9次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、折立字前原の1筆です。

地目は畑です。

利用権設定面積は1,236平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃貸借です。

内容が畑作、期間が1年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は83アール、更新です。

2番、富塚字作及び追堀の2筆です。

地目は畑です。

利用権設定面積は合計で4,509平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃貸借です。

内容が畑作、期間が50年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は98アール、更新です。

3番、復字台山の3筆です。

地目は山林で、現況は樹園地です。

利用権設定面積は合計で7,837平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃貸借です。

内容が梨園、期間が5年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は312アール、更新です。

4番、復字中峠の1筆です。

地目は畑です。

利用権設定面積は合計で5,404平方メートルです。

設定する権利は、種類が使用貸借です。

内容が畑作、期間が1年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は131アール、更新です。

以上でございます。

中村会長 農用地利用集積計画については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

また、今回は全て更新ですので、地区担当委員の補足はございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

齊藤会長代理 これ、2番目の50年というのは認められるのですか。

事務局 事務局の和田です。

こちらについては民法のほうで確認を取りまして、マックスで50年ということは一応、法律上確認はしております。

中村会長 ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号令和6年度第9次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

賛成全員です。

議案第3号 令和6年度第9次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決いたします。

次に報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、7ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和7年2月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

8ページを御覧ください。

① 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出です。

9ページを御覧ください。

② 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出です。

10ページを御覧ください。

③農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願です。

専決処分については以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4番、報告・協議事項等の(2)その他で、3月の事前審査会、総会の日程について。

申請の締切り日は2月20日木曜日。

事前審査会が2月27日木曜日。

担当は第1班になります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会が令和7年3月6日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中村会長 本日の議案については全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人